

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議事録（令和7年度第2回）

日時 令和7年7月23日（水）
午前10時から午前10時50分まで
会場 愛知県庁本庁舎 正庁

開会
教育長挨拶
議長挨拶
副議長挨拶
高等学校教育課主査
愛知県教育委員会教育長

議長 諮問事項である「調査書情報の登録事項について」及び「外国人生徒等にかかる入学者選抜の定員枠について」の「まとめ」を、専門員会の議長である梅田委員から報告してほしい。

梅田委員 専門員会に付託された事項について、慎重に検討を行った結果、専門員会としてのまとめを得たので、資料に基づいて報告する。
本協議会からの付託事項は、次のとおりである。

- I 付託事項（令和7年5月21日 協議会議より付託）

 - 1 調査書情報の登録事項について
 - 2 外国人生徒等にかかる入学者選抜の定員枠について

専門員会の経過と協議の概要は、次のとおりである。

- II 専門員会の経過と協議の概要

第1回 令和7年6月5日（木）

第2回 令和7年6月19日（木）

2回の専門員会を開催し、慎重に協議を行った結果、「令和7年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議専門員会まとめ」のとおり結論を得た。

次に、専門員会での協議経過を報告した後、まとめの内容を読み上げながら、補足説明を行う。

まず、専門員会での協議経過の概要である。

第1回の専門員会では、事務局から諮問に至った経緯や事務局が論点整理した「まとめの案」の説明を受けた。その後、協議内容が定員枠をどうするかに限定されている内容であったことから、諮問事項2「外国人生徒等にかかる入学者選抜の定員枠」について先に協議を行い、まとめを得た。

諮問事項1「調査書情報の登録事項について」は、まず、事務局が「まとめの案」で提示した「性別」「行動の記録」「出欠の記録」以外の項目について、削除する項目があるかの協議を行った。その結果、削除を協議する項目は、「性別」「行動の記録」「出欠の記録」の3項目とし、他の項目については現行のとおりとすることとした。

3項目を削除するか否かについては、第2回専門員会の協議において、協議することの確認をして終了した。

第2回の専門員会では、諮問事項1「調査書情報の登録事項について」、改めて協議を行い、専門員会としてのまとめを得られたので、第1回の専門員会で得られたまとめも含めて内容を確認し、協議を終了した。

以上が、2回の専門員会における協議の概要である。

続いて、「専門員会のまとめ」の内容について説明する。「専門員会のまとめ」の各項目には、最終的な結論のみを記しており、補足を加えながら、説明する。

令和7年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議専門員会
ま と め

愛知県公立高等学校入学者選抜方法を、次のようにすることが望ましい。

- 1 調査書情報の登録事項については、次のとおりとする。
 - (1)「性別」、「行動の記録」及び「出欠の記録」を削除する。

これについて補足する。

「性別」については、中学校の教員の立場の専門員から、「多様性を尊重する社会になっていることを考えると、性別についての情報は個人情報として慎重に取り扱う必要がある。」「入学願書からはなくなっていて、調査書情報には残っていることで、生徒、保護者及び中学校に、選抜に用いていると誤解を招くおそれがある。」などの理由から、削除してよいとの意見があった。これに対して、他の専門員から、異議はなかったので、「性別」を削除することとした。

「行動の記録」については、中学校の教員の立場の専門員から、「学びの多様化が進み、自宅でICTを活用するなど、学校外で学ぶ生徒もいるため、中学校における学校生活での行動を評価する『行動の記録』は、評価することが難しくなっている。」という理由から、削除してよいとの意見があった。これに対して、他

の専門員から、異議がなかったので、「行動の記録」を削除することとした。

「出欠の記録」については、まず、中学校の校長の立場である専門員からは、「子どもの頑張りを認めてもらうという意味で、何らかの形で高等学校に伝えることができる」とよい。」「欠席しがちな生徒がいた場合、調査書情報として残すことで、その状況を早い段階で高等学校に伝え、入学後の必要な配慮の準備ができるとよい。」などの理由から、削除することについて、慎重に協議すべきであるとの意見があった。

続けて、高等学校の校長の立場である専門員からは、「コロナ禍以降、『欠席』に関する考え方が大きく変わった。」「文部科学省から、入学志願者の本人に帰責されない理由による欠席は、合理的な理由なく選抜において不利に取り扱わないことが示されている。」「調査書情報の登録事項は、入学者選抜として必要な情報に絞るべきである。」「出席した生徒の頑張りは入学者選抜ではなく、中学校の日常生活の中で評価すればよい。」などの理由から削除してよいと考えるという意見があった。

また、保護者の立場の専門員からは、「欠席の多い子どもをもつ保護者としては、出欠席の状況が入学者選抜にどう影響するか不安であるから、もし選抜で用いていないのであれば、それらの不安を取り除くため、削除でよいのではないか。」「『出欠の記録』を削除することで、学校に行かなくてよい、という考えが中学生に蔓延するという心配はあるが、削除でよいと考える。」などの意見があった。

それぞれの委員からの発言後、改めて、議長から、調査書情報から「出欠の記録」を削除することについて異議があるかの確認をしたところ、特に異議はなかったことから、「出欠の記録」を削除することとした。

なお、今回の協議の中で、中学校の校長の立場の専門員から、中学校において配慮が必要であった合格者の情報を、今後は、どのように高等学校に伝えるかを検討いただきたいと意見があったので、併せて伝える。

(2) その他の事項については、現行のとおりとする。

これについて、補足する。

「性別」「行動の記録」「出欠の記録」以外の項目について、削除する項目があるかの協議を行ったところ、高等学校の教諭の立場の専門員から、「『総合的な学習の時間の記録』と『総合所見及び指導上参考となる諸事項』は、中学校教員の負担軽減の観点から、削除しても良いのではないか。」という意見があった。

まず、「総合的な学習の時間の記録」についての協議では、中学校の教員の立場の専門員からは、「『学習の記録』だけでは表せない中学校生活での学びの評価を表しており、探究的な学びを進めるうえでも残してほしい。」という意見があり、また、高等学校の校長の立場の専門員からも、「志願者が中学校でどのように探究的な学習に取り組んでいたかは、選抜において必要な情報である。」という意見もあり、現行のとおりとすることとした。

また、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」についての協議では、高等学校の校長の立場の専門員から、「部活動やクラブチーム等において参加した大会の結果など、学校の教育課程以外の校内・校外における活動及び特技とともに、中学校生活における学級活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動について、客観的で顕著な活動の実績が登録されているため、選抜において必要な情報である。」という意見があり、現行のとおりとすることとした。

その他の項目についても、協議すべき内容について確認したが、削除を検討すべきであるという意見はなく、現行のとおりとすることとした。

(3) 実施時期については、令和9年度入学者選抜からとする。

これについて補足する。

高等学校の校長の立場の専門員からは、「コロナ禍を境に出欠席の考え方が変わってきており、選抜資料として使いにくくなっているため、できるだけ早く削除できるとよい。」「『出欠の記録』があることが不利益になると感じている志願者にとっては、少しでも早い時期に『出欠の記録』を削除することで、安心させられる。」という意見があった。また、高等学校の教員の立場の専門員から、「今回の協議は、『出欠の記録』などは選抜に使わないこととしたので、速やかに今春の入試から適用すべきであるため、令和8年度からの実施でよい。」という意見があった。

一方で、中学校の校長の立場の専門員からは、「調査書情報が変わることは大きな変更であり、志願者や保護者に対して、変更点を丁寧に説明しながら、理解を得る必要がある。そのため、十分に周知期間を確保すべきである。」「選抜に不要な情報は速やかに削除するという考え方には理解できるが、生徒には、毎日学校に来ることの大切さを伝えているため、令和8年度入学者選抜から『出欠の記録』を削除することになると生徒、保護者に理解してもらえるか心配である。」などの意見があった。

中学校の教員の立場からは、「『出欠の記録』が削除されることがありがたいと思う生徒もいれば、一方で、このことで頑張れ

ている生徒もいるので、実施年度については、決めかねるが、生徒、保護者への周知を考えると、令和9年度入学者選抜からの方がよいのではないか。」という意見があった。

保護者の立場の専門員からも、「不登校の生徒をもつ親の立場ならばすぐにでも削除の方がよいと思うが、中学校には、様々な生徒がいるため、どちらの意見も理解できる。」という意見があった。

以上の経緯から、中学校や志願者及び保護者に対して丁寧な説明をするためには、十分な周知期間が必要であり、現在の中学校2年生が受検する令和9年度入学者選抜から実施することとした。

なお、本協議会議で認められたら、令和9年度の入学者選抜からの実施になるが、生徒と保護者、中学校の先生に対して、早めに丁寧な周知を事務局に願います。

諮問事項1「調査書情報の登録事項について」は、以上である。

2 外国人生徒等にかかる入学者選抜の定員枠については、次のとおりとする。

- (1) 当該高等学校・学科の募集人員の5%以上とし、高等学校長が定める。
- (2) 実施時期については、令和8年度入学者選抜からとする。

これについて補足する。

中学校の教員の立場の専門員からは、「定員枠を増やすことで、外国人生徒の進路選択の幅が広がる。」という意見があった。

高等学校の校長の立場の専門員からは、「学校の実情はそれぞれで異なるため、定員枠に募集人員の5%を確保するという制限を設けつつも、校長の裁量で定員を設定できることはよい。」という意見があった。

また、保護者の立場の専門員からは、「外国人生徒を受け入れることは、日本人の生徒にとっても有益であると考えられるため、今後、外国人生徒を受け入れる体制をしっかりと作ることを前提に、定員枠を拡大することがよい。」という意見があった。

以上の経緯から、これまでの外国人生徒等選抜の趣旨を踏まえ、定員枠は必ず5%を確保して、高等学校長が、地域の状況や学校の実情を踏まえて、定員枠をこれまでよりも多く設定することができることとした。

まとめ案には記載していないが、定員枠は割合ではなく、具体的な人数で示すこととし、外国人生徒等にとって分かりやすくなると考えている。

なお、高等学校の教員の専門員からは、「教員だけで外国人生徒を支えていくのは非常に厳しいため、語学支援員など県でサポートしてもらいたい。」という意見があり、また、中学校の教員の立場の専門員からは、「外国人生徒が、見通しを持って、安心して進路選択をしていくためには、定員枠が毎年、大きく増減しないことが必要である。」という意見があったので、併せて伝えておく。

(2) 実施時期については、令和８年度入学者選抜からとする。

これについて補足する。

一部の学校で、すでに志願者が募集人員の５％程度を大きく超えている状況もあることから、令和８年度入学者選抜から実施することとした。

なお、現在の中学校３年生は入試本番まで半年ほどであるため、本協議会議でお認めいただければ、関係の生徒と保護者、中学校の先生に対し、早めに十分な周知を事務局に願います。

諮問事項２「外国人生徒等にかかる入学者選抜の定員枠について」は、以上である。

専門員会からの報告は、以上である。

議長

外国人生徒等にかかる入学者選抜の定員枠について、「定員枠は割合ではなく、具体的な人数で示すこととする」としたのはなぜか。

高等学校教育課担当課長
(進路・生徒)

募集人員を提示する際に、割合で提示する選抜もあるが、外国人生徒に配慮し、分かりやすくするという観点から、実際に各高等学校が決定した定員枠を人数で示すこととした。

伊藤委員

諮問事項１「調査書情報の登録事項について」確認する。保護者の意見の中に「欠席の多い子どもをもつ保護者としては、出欠席の状況が入学者選抜にどう影響するか不安であるから、もし選抜で用いていないのであれば、それらの不安を取り除くため、削除でよいのではないか。」という意見があったが、これまでの入学者選抜説明会等において、「出欠の記録」が合否に影響しない、という説明はされていなかった。入学者選抜において、「出欠の記録」については総合的に判断する資料の一つではなかったのか。

高等学校教育課担当課長（進路・生徒） これまでは、「出欠の記録」については、合否を総合的に判断する資料の一つとしていた。今回の専門員会では、今後の入学者選抜において、調査書情報の記載事項をどうしていくかという観点で協議を行っていただいた。協議の中で、今後は、選抜に不要であれば早めに削除したほうがよいという意見のまとめが得られたということである。

梅田委員 専門員会では、今後の入学者選抜で用いるかどうかという観点で協議した。

議長 調査書情報に「出欠の記録」が記載されることについては、欠席の多い子どもを持つ保護者が重圧を感じる一方、頑張って登校している子どもの保護者は子どもの頑張りが認められてうれしく感じる。そのため、中学生や保護者の周知期間が必要であるという専門員会の報告は納得できる。
他に意見はあるか。

加藤広委員 2点質問する。1点目は、諮問事項1「調査書情報の登録事項について」である。「出欠の記録」の記載について、他の都道府県の状況はどうか。2点目は、配慮を要する生徒に関する情報の伝達方法について何か検討されていることがあるか。

高等学校教育課担当課長（進路・生徒） 1点目については、調査書情報に「出欠の記録」がない都府県は、東京・神奈川・福井・長野・岐阜・滋賀・京都・大阪・奈良・広島10都府県である。
2点目については、配慮の必要な生徒の伝達方法について、合格後に中学校から高等学校に中高連携のもとで伝えられていると考えている。また、中学校からではなく、入学後に保護者が個別に高等学校に伝えていることもある。これらとは別に必要であるということであれば検討するが、現時点では検討していない。

議長 他に質問はあるか。

林泰委員 調査書情報から「出欠の記録」を削除した代わりに、志願者の中学校における出欠状況を伝えるために、中学校が新たに書類の作成等を準備する必要はあるか。

高等学校教育課担当課長（進路・生徒） 調査書情報の「出欠の記録」について、昨今の状況を考えると、自宅でICTを利用したり、校外の施設を利用したりするなどの状況がある。このような場合、調査書情報の「出欠の記録」には

欠席日数はカウントされていないと思われる。むしろ、腹痛等の体調不良で欠席したような場合に「出欠の記録」に記載されるのではないか。

一方で、本県では「長期欠席者等にかかる選抜方法」や「欠席にかかる自己申告」において、中学校生徒指導要録では出席扱いとされている日数を申請の際には欠席等の日数に加える措置をしている。そのため、申請が出されている生徒に対して、高等学校は配慮をしてきた。

また、これまでも配慮が必要な生徒については、個別に中学校から連絡をいただいているとも聞いている。一方で、中学校での出席状況を伏せて受検したいと考えている生徒については、高等学校は出欠状況が分からないので、あえて尋ねるということとはできない。

これまでも、調査書情報の「出欠の記録」で配慮が必要な生徒が特定できたことは少なかったと考えられることから、中学校に新たな生徒情報の伝達方法を依頼することは考えていない。

林泰委員

今後、高等学校でクラス編成を行ったり、配慮が必要な生徒の把握をする際は、合格発表後に中学校が送る中学校生徒指導指導要録を利用するのか。高等学校から中学校に、調査書情報に「出欠の記録」がないため、中学校生徒指導要録を早く送ってほしいという要求はないか。

高等学校教育課長

調査書情報に登録する事項は、入学者選抜で使用するために集めている情報である。入学者選抜に使われる情報として、「出欠の記録」が真に必要なものであるかという協議が専門員会でなされた。3月末から4月初めに、中学校から高等学校に提出される中学校生徒指導要録には、「出欠の情報」が記載されているため、高等学校に入学する生徒の「出欠の記録」だけを、別途送っていただくことは考えていない。

ただ、入学後に配慮が必要だと思われる生徒については、中高連携の観点からこれまでも、中学校から高等学校に連絡をいただいていた。また、保護者から合格者登校日等において、配慮の申し出がある場合もある。これらは引き続きお願いしたい。

議長

他に質問はあるか。

加藤司委員

配慮の必要な生徒の情報の伝達方法についてお話ししたい。事務局の説明にあったように、これまでも、入学者選抜の段階で、調査書情報の登録事項を見ただけでは、出欠の具体的な状況がわ

からない生徒もいた。配慮が必要な生徒かどうかは、入学者選抜の段階では大変わかりにくくなっており、中学校側からの連絡がないと、入学時点で当該生徒への対応は難しい。中学校と高等学校とで連携、連絡を密にとることができるとうい。高等学校としては、受け入れた生徒を卒業させたいという思いがある。生徒にとって不利益がないようにしたい。

議長

他に質問があるか。

(特になし)

議長

それでは、質疑応答はここまでとし、協議に移る。
意見があれば、願います。

堀委員

入学者選抜に必要なない情報を削除することについては賛成である。

一方で、近年、配慮が必要な生徒が増えており、受け入れる高等学校の負担も増えている。年度初めの情報の整理に時間がかかり、共有ができていないと、トラブルのもとになる。そのため、この情報の整理・共有にもう少し時間を確保することができないか。例えば入学式の日程を2日ほど遅らせることはできないか。

また、性別に関する情報については、調査書情報に記載されないのであれば、合格者説明会の時に情報を収集することになる。配慮が必要な生徒についても、合格者登校日において個別の申し出もあり、中高連携の下で中学校側から情報をいただいているが、他地域の中学校だと難しい。余裕をもって始められるとうい。

高等学校教育課長

入学式の日程を遅らせることができるかということについては、非常に大きな問題であるので、この場で検討するとうことはできない。

欠席の多い生徒だけではなく、様々な理由で配慮が必要な生徒の対応について、高等学校で準備に長時間を費やしていることは承知している。事務局としても支援の方法について考えていきたい。

山村委員

中学校長の立場から意見したい。「出欠の記録」について、中学校としては可否に関係がなくても、登校していた子どもの頑張りを高等学校に伝えたいという思いもある。一方で、欠席しがちな生徒についても、進学先の高等学校で必要な配慮をしてほしいという思いがある。

入学後の個別の配慮に生かすために、中学校生徒指導要録を用いて、「出欠の記録」などを把握するということだが、これまでより早く提出を求める等、中学校に新たな負担が生じることがないよう、あらためてお願いしたい。

議長

今までの協議では、入学者選抜に使わない情報は削除することと、入学後に子どもたちを支援するのに必要な情報をどう中学校から高等学校に伝えるかという2点である。2点目については、今後も中高の連携の在り方を考えていきたいというのが共通の結論ではないかと考える。

他に意見はあるか。

島居委員

「出欠の記録」が調査書情報の登録事項から削除されることについて、保護者の意見としてお伝えしたい。入学者選抜の段階で、「出欠の記録」については考慮しなくてもよいとは考えているが、学校に頑張って通ったことが自信になっている生徒もいる。こうした頑張りをどこかに記入し、認めていただける方法があると保護者としてはありがたい。

議長

今の保護者の立場からの意見に関しては、専門員会でも同様の意見があった。

他に意見はあるか。

高綱委員

保護者に周知する方法について、丁寧に伝えることが必要である。不登校の子どもをもつ保護者だけでなく、どのような保護者にとっても、入学者選抜で何を評価されるかは気になる。志願者、保護者に対し、一年間の猶予の中で、学校からだけではなく、教育委員会からも変更の意図が正確に届くような方法を検討いただきたい。

議長

他に意見はあるか。

市岡委員

出欠席に関わるものが話題の中心になっているが、保護者の立場から発言したい。新型コロナの流行やICTの普及などがあり、世の人々の意識は大きく変化しており、そもそも何を欠席とするか、その定義づけについては難しい。

議長

コロナ禍以前であれば、学校に行かないと学ぶ機会がないため、登校したことが学びの目安となっていた。現在は、学校以外の場所でいろいろな媒体を使って学ぶことができ、「どう学ぶか」

が大切な時代になった。このような状況で、出席日数や欠席日数を数えることが非常に難しくなっている。このため、他の都道府県でも出欠席に関する扱いが変わってきているのではないか。

また、欠席日数の多い生徒についても、申告制度を利用することができる。それぞれの考えで、選抜方法を変えられるということがこれまでの流れである。

今回の協議は、二人の生徒を比較した際に、ある生徒の方が1日出席日数が多いから合格とする、というように、入学者選抜の可否の境界として使われると思われてしまうのではないかとのことである。今までも、入学者選抜には調査書情報は「総合的に判断するための資料の一つ」であり、「出欠の記録」はそもそも調査書情報に載せない方が、入学者選抜に使用しないことが明確になるではないかというのが今回の協議1の中心である。

保護者からすると、「出欠の記録」が記載されないということは、不登校でも不利益はないということで、心情的に安心できることになる。一方で、3年間頑張って登校した重みを感じてほしいという保護者の心情も考えたいという協議もあった。専門員会の中でもこうした協議があり、周知期間の確保という点から、調査書情報の登録事項の変更を、令和9年度からにした。根本的には、出席という概念が、時代と共に大きく変わってきたことが背景にある。

他に意見はあるか。

堀委員

外国人生徒等にかかる入学者の定員枠を拡大していくことは、学習言語が身につけていないため、能力を発揮できない生徒を積極的に受け入れていこうという方針だと認識している。その際に、不利になっている言語面のサポートがなければ、入学後、高等学校での学びを続けていくことができない。言語的な部分を補っていくために、学習支援や言語の支援を増やすことは絶対に必要である。通訳や日本語支援員がいればよいというわけではなく、高等学校の授業内容を教える際に、教員側にも余裕が必要である。人力的な措置など、条件整備を同時にすすめていただきたい。条件整備がなければ、定員枠を増やしても入学した生徒が十分に学べないという状態になりかねないので、強く願います。

議長

外国人生徒等にかかる入学者選抜の定員枠について、これまで5%程度の割合まであれば、校内で対応できるだろうという判断があったのだらうと思われる。

条件整備に関して、今後の見通しについて事務局の説明はあるか。

高等学校教育課担当課長
(教科・職業) 現在、県立高等学校では、学習活動を支援するため、母語による支援をしている。日本語によるコミュニケーション能力が十分身についていない生徒に対し、日本語教育支援員を配置している。また、学校での意思疎通のため、小型通訳機器も学校に配置し、円滑な支援ができるように試みている。今後も日本語支援員などの拡充や、高等学校に入学した外国人生徒のサポート体制の充実に努めていく。

議長 他に意見はあるか。

(特になし)

議長 意見がなければ、専門員会での諮問事項のまとめを、本協議会のまとめとしてよいか。

(異議なし)

議長 異議がないので、そのようにする。
この他に何かあるか。

(特になし)

議長 これで本日の協議を終了する。熱心な協議に感謝する。

閉会の挨拶
閉会 愛知県教育委員会教育長
高等学校教育課主査